

## 第 16 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 10 月 10 日（木）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |             |            |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸  | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継   | 4 番 小出 満文  |
| 5 番 福本 博文  | 6 番 加藤 清孝  |             | 8 番 長崎 愛   |
| 9 番 柳 敏行   | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一  | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃  | 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 |             |            |
- 欠席委員
- |           |            |
|-----------|------------|
| 7 番 小林 公子 | 19 番 北野 暁之 |
|-----------|------------|
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
  - 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
  - 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
  - 議案第 6 号 土地改良法第 3 条の規定による資格者証明願いについて
5. 事務局職員
- |    |       |
|----|-------|
| 主幹 | 藤野 貴洋 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。久木野・長陽地区での現地確認お疲れ様でした。</p> <p>それでは、定刻前ですが、第 16 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。農業委員総数 19 名、出席委員 17 名、欠席 2 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、議案説明の際には、自席で起立のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言内容を録音しておりますが、音声为正しく認識できますように、マイクを通じて番号、氏名を申し添えたうえでご発言いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしく願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。10 月に入りまして、少しは涼しくなってきたと思っている。また、稲刈りも終盤に差し掛かっていると思う。東北、能登では大雨により甚大な被害を受けておられ、落ち込んでおられると感じる。この場でお見舞を申し上げたいと思う。</p> <p>それでは、着座にて進めてまいります。</p>



番号 3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  
[redacted] 転用目的は個人  
住宅 となります。

番号 4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  
[redacted] 転用目的は  
オートキャンプ場 となります。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

8 番 議案第 2 号番号 1 番、2 番について、8 番の長崎が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
番号 1 番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係です。今回譲受人  
が地元に住宅を建てたいという事で、譲渡人から農地を分けていただき個人住宅を  
建てられる申請が上がっております。申請地は新興住宅地に面した農地で何ら問題  
は無いと思われま。

続きまして、番号 2 について説明いたします。申請土地の状況は議案書記載のと  
おりです。譲受人の方は村外にお住いの方で南阿蘇村へ移住をされたいと考えてお  
られ、今回譲渡人と所有権移転有償ということで申請が上がりました。こちらの方  
も新興住宅地に隣接し今後も住居地区として発展が見込まれる地域です。何ら問題  
ないと思われま。以上 2 件のご審議のほど宜しくお願い致します。

14 番 議案第 2 号 番号 3 について、14 番の渡邊が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人と譲受人は親子関係です。今回譲受人が個人住宅を建てたいというこ  
とで、親子間での所有権移転贈与による転用申請がなされております。周辺地域は集  
落に接続した住居地区で、今回の申請を受け、特に農業生産性が下がる見込みは無  
いことから、問題はないと思われま。ご審議の程、よろしく申し上げます。

17 番 議案第 2 号 番号 4 について、17 番の藤原が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
申請地は既にキャンプ場がある地域に面しており、耕作がされず数年間放置され  
た遊休農地でもありましたが、今回譲受人と譲渡人との間で、既設のキャンプ場と  
新たなオートキャンプ場が併設される事業計画で許可申請がだされております。  
譲受人は申請地の隣接地で既にキャンプ場を経営され実績も十分であることか  
ら、何ら問題ないと思われま。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入  
らせていただきます。

(異議なし)

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手  
をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第 3 号基盤強化促進法第 19 条農用地利用集積計画の公告について審議します。番号 1 から 2 番の新規案件について、審議します。

事務局

はい朗読を致します。議案第 3 号基盤強化促進法第 19 条農用地利用集積計画の公告について

番号 1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定 10 年です。

番号 2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 使用貸借権設定 5 年です。

番号 3 については、再設定案件ですので、朗読を省略します。

議長

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

6 番

議案第 3 号番号 1 番について、6 番の加藤が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

譲渡人は、父親の農地を相続で取得されましたが、農業経営を行っておらず、耕作者を探しておられましたところ、譲受人と賃借権設定 10 年の契約が結ばれます。

譲受人は、認定新規就農者で、村内の農家で農業研修を行っており、今回独立するのに併せて農地を探しており、今後も担い手として活動が期待されています。

何ら問題は無いと思われめますので、ご審議よろしくをお願いします。

14 番

議案第 3 号番号 2 番について、14 番の渡邊が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

譲渡人はご高齢のため、農地管理が難しいということで、譲受人と使用貸借権設定 5 年での契約が結ばれます。

譲受人は地域で担い手として農業を営まれており、農地管理をするうえで、何ら問題は無いと思われめますので、ご審議いただきますよう、よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

議案第 3 号基盤強化促進法第 19 条農用地利用集積計画の公告について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。

続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について審議したいと思いますが、今回は新規案件がございませんので、議案の朗読、説明は省略いたします。再設定のみですので、議案書の内容のご確認をお願いします。

それでは再設定の審議をお願いします。

(異議なし)

議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号については原案どおり可決致します。

続きまして、議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告 所有者・機構間契約について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

はい、朗読いたします。

所在地番

こちらは、県の農業公社を通じての特例売買となっております。農地所有者が農業をすることが難しいとのことで農地の売買をされます。譲受人は農地を探していた地元の方であり、農業公社から農地を購入することとなりました。

事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

議長

議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告 所有者・機構間契約について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致します。

続きまして、議案第6号土地改良法第3条の規定による資格者証明願いについて審議いたします。事務局より、朗読並びに説明をお願いします。

事務局

はい、朗読、説明いたします。総会資料をご覧ください。

この議案は、久石地区、立野地区での基盤整備事業の参加資格者、いわゆる農地

<p>議長</p>	<p>法の3条資格者を確認する案件となります。2つの地区共に災害で被災し、久石地区が令和4年度、立野地区が令和3年度に過去の農業委員会で一度、資格者の確認は終了していますが、今回地区の事業計画の変更に伴い、再度資格者の審議を図ることとなりました。</p> <p>まず、最初に久石地区を説明いたします。県営久石地区中山間地域総合整備事業は、大きく3つ、藤波地区、西組中組地区、原尻地区に区分し、令和9年度から順次工事を進める予定です。今回原尻地区の一部において新たに地区編入を行う予定です。地区編入にあたり土地改良法の計画変更手続きが必要となるため、資格者の確認をお願いするところです。なお、久石地区においては軽微な変更となりますので、地区編入箇所のみ確認となるため、対象者は少数となっています。</p> <p>続きまして、立野地区を説明いたします。こちらも同じく県営立野地区中山間地域整備総合事業で実施します。大きく3つの地区、馬立工区、法立工区、新所工区に区分し、令和5年度から順次工事を進めております。今回、法立地区の一部で地区編入を行う予定で、大幅な土地改良の計画変更手続きが必要となるため、資格者の確認をお願いするところです。先ほど説明した久石地区が軽微な変更なのに対し、こちらは事業費の10%以上の変更であるため、全域での事業参加者の資格確認が必要となり、対象者は多数となっています。</p> <p>以上2件ともに何ら問題ないと思われまますのでご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もないようですので議案第6号土地改良法第3条の規定による資格者証明願いについて、異議が無い方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、原案通り可決します。</p>
<p>議長</p> <p>5番</p> <p>事務局長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、11月の総会の日程を決めておきたいと思えます。予定案として令和6年11月11日月曜日午前10時より開催したいと思います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎2階大会議室での開催としております。いかがでしょうか？</p> <p>よろしいでしょうか？それでは、次回の総会は11月11日月曜日午前10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>地元地区において建設業者によって山林が開発されているようだが、届出がでているか。</p> <p>山林については、林務係が担当であるため、会議後に場所の確認を含めて農政課へ来ていただきたい。</p>

3番	議案書に所有者等の年齢が入っていたと思うが、記載できないか。
事務局	議案書の作成を農地サポートシステムに移行しており、記載されなくなっている。表示が可能か調べてみる。
議長	説明の時に委員さんから年齢を言ってもらえるのはどうだろうか。 次回からそのようにしてみましょう。 他に何かありませんか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農号委員会慶弔金について</li> <li>・半導体関連事業の進出による農業への影響に関するアンケートについて</li> <li>・農業者年金加入推進について</li> </ul>
議長	以上をもちまして第15回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。

7. 閉会時刻 10時20分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年11月11日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

14番

---

議事録署名委員

15番

---